

3. LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置

LPガスWG及びパブリックコメントの結果を踏まえ、昨年2月に次の措置を講じた。

1. 液石法省令の一部改正

- 料金請求時に「算定根拠」を通知

2. 運用・解釈通達の一部改正

- LPガス料金に設備費用等を含む場合、液石法第14条書面に明記
- 料金「算定根拠」の通知は、液石法第14条書面に記載されている「算定の根拠となる項目」ごとの金額、使用量、消費設備に係る費用の額を記載
- 供給設備の撤去に係るルールの解釈をより明確化

3. 取引適正化ガイドラインの制定

- 「標準的な料金メニュー」「平均的な使用量に応じた月額料金例」を公表
- 入居予定者からの料金照会に対応
- 液石法第14条書面を交付する際に、料金に係る事項を説明
- 料金を変更する場合、一般消費者等に事前に通知
- 苦情等への適切な対応